

JEAC4804-2021「原子力発電所運転責任者の判定に係る規程」改定案に関する審議時意見と回答

項目	意見者	意見内容	回答
審議時 意見	[REDACTED]	<p>本規程で、オンラインによる試験と定義しているものは、現地に試験監督などを配置する試験形態であり、これはいわゆる地方試験に該当する。これまでも同じ運用をしているので特段規定する必要は無い。また、判定機関本部から人を派遣できない状況では、本部からオンライン監視を行う必要はあるが、これについては判定機関による運用の範囲とみて、特段規定しなくても良いと考える。</p>	<p>主なユーザーとなる事業者としては、JEACをベースとして事業者合否判定規程を作成し運用することから、事業者としての運用の範囲については規定したいと考えております。(判定機関の運用の範囲はご指摘の通りであります。)</p> <p>そのため、以下の用語の読み替え等を検討しましたが、より分かり難い表現となり、オンラインによる試験を許容していない様にも読めなくもないことから、現状の改定案のままとし、with コロナが進み、運転責任者判定試験におけるオンラインが一般的に定着・許容の後に、次回規格の改正にて本件について再検討させていただきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「通常の試験」 →「通常の集合型試験」 ・「オンラインによる試験」 →「遠隔監視による現地分散型試験」